

# ノートパソコン借用書

年 月 日

金 沢 大 学 長 殿

学 域 ・ 学 類 又は総合教育部	<input type="checkbox"/> 学 域	<input type="checkbox"/> 学 類
	<input type="checkbox"/> 総 合 教 育 部	<input type="checkbox"/> 文 系 一 括 <input type="checkbox"/> 理 系 一 括
学 籍 番 号		
氏 名		
住 所 (〒)		
電 話 番 号		

ノートパソコン (番号 )
「期間： 年 月 日 から 年 月 日まで」

下記の事項を遵守し、ノートパソコンを借用いたします。

## 記

### 遵守事項

1. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害については、すべての責任を負うものとする。
2. 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアの一切の変更を加えてはならない。また、ソフトのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
3. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用に供してはならない。
4. 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。
5. 被貸与者は、貸与機材のソフトをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
6. 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要な OS のセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
7. 被貸与者は、貸与機材を履修以外に使用してはならない。
8. 被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示ある時は、その指示に従わねばならない。また貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
9. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。
10. 貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。(貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。)
11. 被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

返却確認	
返却年月日	担当確認印